

岡山県行政書士政治連盟規約

平成25年6月1日改正施行

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、岡山県行政書士政治連盟（以下「本連盟」という。）と称し、事務所を岡山市に置く。

(目的)

第2条 本連盟は、日本行政書士政治連盟（以下「日政連」という。）及び岡山県行政書士会と連携して、行政書士の社会的、経済的地位の向上、政治意識の高揚を図り、行政の円滑な推進に寄与するとともに、国民の福祉に貢献するために必要な政治活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため日政連に加入し、日政連との緊密な連携のもとに次の事業を行う。

- (1) 行政書士制度の充実発展を期するための政治活動
- (2) 行政の円滑な推進を期するための政治活動
- (3) 広報活動及び機関紙の発行
- (4) 関係団体との連絡協調
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 本連盟は、本連盟の規約の目的に賛同し入会届を提出した者（以下「会員」という。）をもって組織する。

- 2 前項の会員の種別は、次のとおりとする。
 - (1) 正会員（岡山県行政書士会の個人会員である会員。以下同じ。）
 - (2) 賛助会員（前号以外の会員をいう。以下同じ。）

第2章 役員

(役員)

第5条 本連盟に、次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する人数の役員を置く。

- (1) 幹事 25名以上30名以内
- (2) 会計監事 2名以上4名以内
- 2 前項第1号の幹事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を幹事長、7名以内を副幹事長とする。

(役員を選任)

第6条 幹事及び会計監事は、岡山県行政書士会の役員をその候補者として、大会で選任する。

(会長の選任)

第7条 会長の選任は、大会において幹事が選任された後、直ちに、当該幹事を構成員とする幹事会を開き、当該幹事の互選によるものとする。この場合において、当該大会に互選の結果を報告し同意を得なければならない。

- 2 前項の幹事会については、第23条及び第24条の規定は適用しない。
- 3 第1項の幹事会及び幹事に関する事項は別に定める。

(副会長等の指名)

第8条 副会長、幹事長及び副幹事長は、幹事のうちから会長が指名する。ただし、副幹事長については、幹事会の議を経て、正会員のうちから指名できる。

(役員職務)

第9条 会長は、本連盟を代表し本連盟の業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の職務を行う。
- 3 幹事長及び副幹事長は、会長の命を受けて職務を執行する。
- 4 幹事は、幹事会を組織し本連盟の業務を執行する。
- 5 会計監事は、本連盟の資産及び会計の状況を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、選任された定期大会の終了のときからその翌々年の定期大会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員として選任された役員任期は、同種役員任期の残存期間と同一とする。

(役員退任)

第11条 役員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、退任するものとする。

- (1) 正会員の資格を失ったとき。
- (2) 大会において解任の議決があったとき。

(顧問及び相談役)

第12条 本連盟に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、幹事会に諮って会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役任期は、その委嘱をした会長の任期と同一とする。
- 4 顧問及び相談役は、本連盟の重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べるることができる。

(費用弁償)

第13条 正会員が本連盟の業務に従事したときは、費用を弁償することができる。ただし、大会に係るものは除く。

- 2 費用弁償に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 会議

(会議)

第14条 本連盟の会議は、次のとおりとする。

- (1) 大会
 - (2) 幹事会
 - (3) 前2号のほか本連盟が必要と認める会議
- 2 前項第3号の会議に関する事項は別に定める。

(大会)

第15条 大会は、定期大会及び臨時大会の2種とする。

- 2 定期大会は、毎会計年度終了後2月以内に開催する。
- 3 臨時大会は、会長が必要と認めたとき、又は正会員総数の3分の1以上から大会開催の要求があったときに開催する。

(大会の構成)

第16条 大会は、**本連盟**の最高議決機関とし、正会員をもって構成する。

(大会の議長等)

第17条 大会の議長及び副議長は、大会に現に出席した正会員のうちから選任する。

(大会の議決)

第18条 大会の議決は、出席した正会員の総数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(大会の議決権)

第19条 正会員は、1の議決権を有する。

2 大会に出席することのできない正会員は、出席する正会員を指定代理人として議決権を行使することができる。

3 委任によって議決権を行使した正会員は、大会に出席したものとみなす。

(大会の議決事項)

第20条 大会は、次の事項を議決する。

- (1) 予算の決定及び決算の承認に関する事項
- (2) 運動方針の決定に関する事項
- (3) 幹事及び会計監事の選任及び解任に関する事項
- (4) **会長の選任の同意に関する事項**
- (5) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (6) 会費等の額の決定に関する事項
- (7) 幹事会において大会に付議することを相当と認められた事項
- (8) 大会において大会で議決すべきものと認められた事項

(議事録)

第21条 大会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び現に出席した正会員のうち議長が指名したもの2名がその内容を確認して署名押印しなければならない。

(大会の運営)

第22条 大会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(幹事会)

第23条 幹事会は**会長**が招集し、**会長**が議長となる。**副議長**は**会長**が指名する。

2 幹事会は、幹事をもって構成する。

ただし幹事でない副幹事長については、あらかじめ幹事会の議を経た場合のみ構成員となる。

3 幹事会は、その構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 幹事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 **会長**は、緊急を要する事項について、幹事会の書面による賛否を求め、幹事会の議決に代えることができる。

6 前項に規定する書面については、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。

7 前項の規定により電磁的記録を用いた場合、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

(幹事会の議決事項)

第24条 幹事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 大会において議決した事項の執行に関する事項
- (2) 大会に付議すべき事項に関する事項
- (3) この規約の執行に必要な**細則等**の制定及び改廃に関する事項
- (4) 各種委員会の設置に関する事項
- (5) 国会議員並びに地方公共団体の議員及び長の各選挙に際し、その候補者の推薦に関する事項
- (6) 日政連の役員候補者の推薦に関する事項
- (7) 日政連の大会の代議員の選任及び解任に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、**会長**が必要と認めた事項

第4章 会計

(事業年度及び会計年度)

第25条 本連盟の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、その翌年の3月31日に終わる。

(経費)

第26条 本連盟の経費は、会費及び寄附金、その他の収入をもって支弁する。

- 2 前項の会費の額は、1月につき600円とする。
- 3 会員は、前項の会費の12月分を本連盟が指定する期限までに納入しなければならない。ただし、年度中途に入会又は退会する会員にあっては、別に定める。

(予算)

第27条 会長は、毎年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、幹事会の承認を得て当該年度の大会の議決を得なければならない。

- 2 会長は、予算が成立しない期間においては、通常の職務を執行するために必要な経費に限り幹事会の承認を得て支出することができる。

(決算)

第28条 会長は、毎会計年度の終了後、2月以内に決算書を作成し、会計監事の監査を受けなければならない。

- 2 前項の決算書は、同項の監査の終了後幹事会の承認を受けるものとする。

(会計責任者等)

第29条 本連盟に政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条に規定する政治団体の届出に係る会計責任者及びその職務を代行する者（以下「会計責任者等」という。）を置く。

- 2 会計責任者等は、幹事のうちから**会長**が指名する。

第5章 補則

(事務局)

第30条 本連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

(加盟)

第31条 本連盟は、日政連に加入してその構成員となる。

- 2 本連盟は、日政連に対して負担金を納入する。

(規則等への委任)

第32条 この規約の施行について必要な事項は、規則又は規程で定めることができる。

附 則

- 1 この規約は、成立の日（昭和58年4月7日）から施行する。
- 2 本支部設立当初の会費は、月額200円とする。
- 3 設立当初の役員は、第8条の規定にかかわらず、設立大会で選任し、その任期は、就任後1回目の定期大会終了時までとする。
- 4 設立初年度の事業年度及び会計年度は、第18条の規定にかかわらず設立の日から昭和59年3月31日までとする。

附 則

この規約の改正は、平成6年5月21日から施行する。（大会決議事項「日政連大会代議員の選任に関する事項」を幹事会の決議事項とする。）

附 則

この規約の改正は、平成9年6月1日から施行する。（議決権の行使の追加、会費月額200円を300円に改める。）

附 則

この規約の改正は、平成13年7月1日から施行する。（会費月額300円を400円に改める。）

附 則

この規約の改正は、平成14年6月1日から施行する。（副幹事長の職を設ける。）

附 則

この規約の改正は、平成15年5月23日から施行する。（第7条第3項に副幹事長の職務を追加する。）

附 則

この規約の改正は、平成16年8月1日から施行する。（行政書士法の改正により岡山県行政書士会会則が改正され、個人会員及び法人会員が設けられることに伴い、本会の会員を個人会員に限定する。）

附 則

この規約の改正は、平成19年5月25日から施行する。（副幹事長の定数5名以内を7名以内に増員する。）

附 則

この規約の改正は、平成20年5月30日から施行する。ただし、第19条第2項は、平成21年4月1日から適用する。（日本行政書士政治連盟の構成員としての位置付け及び日政連への負担金の納入の義務化、会費の額の改定）

附 則

この規約の改正は、平成21年5月29日から施行する。（全体の構成を見直し、章の新設。役員の数々の修正。大会及び幹事会に副議長の新設。役員又は会員が支部の業務に従事したときの費用弁償の新設。大会の議決権について新設。大会の動議について新設。予

算及び決算について新設。)

附 則

この規約の改正は、平成22年5月21日から施行する。(大会の議事録について新設。)

附 則

この規約の改正は、平成24年4月1日から施行する。(会費月額500円を600円に改める。)

附 則

(施行期日)

1 この規約の改正(以下「改正規約」という。)は、平成25年5月31日から施行する。

(経過措置)

2 改正規約の施行前にすでに日本行政書士政治連盟岡山県支部に会費を納入している者にあつては、第4条第1項の規定にかかわらず、入会届を本連盟に提出したものとし本連盟の会員とする。

(題名の改正、入会手続の新設、会費の納入義務の新設、役員及び会長の選任方法の改正、役員の退任の改正、相談役の新設。)